

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年9月14日

公益財団法人介護労働安定センター
契約担当役 事務局長 半田 和彦

1 調達内容

- (1) 件 名 令和4年度介護労働実態調査（本調査）に係る検票・打鍵入力・集計・分析及び報告書作成等業務
- (2) 規 格 等 仕様書による
- (3) 履行期限 仕様書による
- (4) 納入場所 仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度における各府省庁の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち、A、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者ではないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 官公庁から指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (6) 応札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）でないこと。もしくはこれら反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 公益財団法人介護労働安定センター会計規程に従い公益財団法人介護労働安定センター契約担当役が定める資格を有する者であること。
 - イ 介護労働分野の調査・検票・入力・集計及び報告書作成業務の実績があることを証明した者であること。
 - ロ 各種マーケットリサーチ等の調査（郵送調査に限る）において、調査対象1万件以上の規模の検票・入力・集計および報告書作成業務の実績があることを証明した者であること。

ハ 日本マーケティング・リサーチ協会の市場調査品質管理基準（JMRQS）を遵守できること。また、同協会のマーケティング・リサーチ綱領を遵守できること。

ニ 入札物品等を納入期限までに納入することができることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒116-0002 東京都荒川区荒川7丁目50番9号 センターまちや5階
公益財団法人介護労働安定センター総務部経理課契約係
電話 050-3535-9444
FAX 03-5901-3042
電子メール keirika@kaigo-center.or.jp

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記（1）において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に交付する。

なお、電子メールにて入札説明書の送付を希望する場合は、仕様書交付希望の調達件名、会社名、全省庁統一資格の法人登録番号及び10桁の業者コード（申請中の場合は記載不要）、担当者名及び電話番号を記入のうえ、keirika@kaigo-center.or.jpあて送信すること。

※電子メールの件名は『「実態調査報告書作成等業務」入札説明書の送付依頼』とすること。

4 入札書の提出期限等

(1) 入札書の提出期限（郵送による場合を含む）

令和4年9月27日（火） 11時半（必着）

(2) 提出場所

上記3（1）に同じ

5 開札の日時及び場所

令和4年9月28日（水） 午後4時半
東京都荒川区荒川7丁目50番9号 センターまちや5階
公益財団法人介護労働安定センター 大会議室

6 入札保証金及び契約保証金

全額免除

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 契約書の作成

契約締結にあたっては、契約書を作成する。

また、本入札に関し、落札者との契約の締結にあたり、契約後に独占禁止法に定める談合等の不正行為の事実が判明した場合の契約の解除及び違約金に関する条項を締結することとしていること。

9 契約者の決定方法

- (1) 公益財団法人介護労働安定センター会計規程第25条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他

詳細は入札説明書による。